

「豊かな心 たくましい力のある子」の育成

福東小学校学校運営協議会（委員・学校職員）

<運営協議会>：学識経験者（神戸）、区長代表（ ）、民生代表（ ）、同窓会長（ ）、元教育委員（ ）、青少年育成代表（ ）
保護者代表（P会長＝ ） 子ども会育成会（ ）、校長（ ）

会長：学識経験者 副会長：区長代表 事務局長：青少年育成代表 副事務局長：校長

<学校職員>：教頭（ ）、教務主任（ ）、生徒指導主事（ ）

地域活動支援部会

◎児童の健全育成、安全・防災等に関する活動

- ・地域活動のコーディネート
- ・町行政、関係諸機関との連携強化

<部会員>

☆区長代表

○青少年育成代表 ○子ども会育成会

- ・学校職員＝生徒指導主事

<活動内容>

*地域行事の運営支援

- ・校区ふれあいラジオ体操
- ・校区運動会、校区文化祭
- ・地区子ども会、地区懇談会 等

*安心安全支援

- ・登下校の見守り

学校活動支援部会

◎教育活動への保護者、地域人材等の参画促進に関する活動

- ・学校の教育活動の支援
- ・地域人材の積極的活用

<部会員>

☆保護者代表

○同窓会長 ○民生代表

- ・学校職員＝教務主任

<活動内容>

*学習活動支援

- ・教科学習での講師
- ・クラブ活動支援

*ボランティア活動

- ・清掃、除草、草刈り 等

学校評価・改善部会

◎教育活動の評価、改善、充実に関する活動

- ・学校関係者評価等の実施
- ・教育活動の充実・改善
- ・教育課程編成への助言

<部会員>

☆学識経験者

○元教育委員 ○校長

- ・学校職員＝教頭

<活動内容>

*教育活動の参観

- ・入学式、卒業式、運動会、文化祭 等
- ・授業参観

*学校関係者評価の実施

- ・自己評価、保護者評価に対する評価
- ・教育課程編成への助言

「明日も行きたい 行かせたい 楽しい学校」の具現

めざす学校および地域像

☆目指す学校像

**すべての児童、保護者、そして教職員にとって
喜びと感動を味わうことができるような魅力があり
「明日もまた来たい、行かせたい」と心から思うことができる楽しい学校**

☆目指す地域像

地域全体で「豊かな心 たくましい力のある子」の育成を支援する

学校運営協議会の取組

☆**学校活動支援部会**：教育活動への保護者、地域人材等の参画促進に関する活動

①教育活動支援 ②環境整備支援

☆**地域活動支援部会**：児童の健全育成、安全・防災等に関する活動

①安心安全支援 ②地域行事参加支援

☆**学校評価・改善部会**：教育活動の評価、改善、充実に関する活動

①教育活動の参観 ②学校関係者評価・助言

克服したい課題・高めたいよさ

学校：指示されたことや課題に対して真面目に取り組む姿勢を大切にしながら、自己をより高める活動、仲間と共に高まろうとする活動等を通して、自己有用感や自己肯定感を高めていく。

地域：学校の活動に関心を高め、地域行事等を通して、「地域の子どもは地域で育てる」という気風をより高めていく。

学校・地域・家庭の実態

<学校>

- 明るく素直な子が多い。
- 学年があがるにつれ規範意識は高い。
- ▼自己有用感や自己肯定感がやや低い。
- ▼切磋琢磨する機会が少なく、困難に立ち向かう姿勢がやや弱い。

<家庭>

- 教育活動に対する関心が高く、諸行事に対しても協力的である。

<地域>・地域の力で通学路の安全確保に努めたい。地域行事に積極的に参加し、地域に根ざした子に育ててほしい。

(別紙)

学校運営協議会運営計画書

輪之内町立福東小学校

1 設置の趣旨・目的

協議会は、「喜びと感動を味わうことができるような魅力があり、「明日もまた来たい、行かせたい」と心から思うことができる楽しい学校」にするため、教職員だけでなく、保護者及び地域の住民等が、輪之内町立福東小学校の運営に積極的に参画することにより、その意向を学校運営に反映し、児童の健全育成と一層地域に開かれた信頼された学校づくりを目指すものとする。

2 活動計画の概要

年	月	主な協議内容・活動
2019 年度	4	第1回学校運営協議会 ・会則、活動内容等確認 学校経営方針承認 等 第1回3部会
	7	第2回学校運営協議会 ・1学期の活動反省と2学期に向けて 第2回3部会
	1 2	第3回学校運営協議会 ・2学期の活動反省と3学期に向けて 第3回3部会
	3	第4回学校運営協議会 ・今年度の活動反省と次年度に向けて 第3回3部会
2020 年度		
2021 年度		

様式第3号（第5条関係）

学校運営協議会委員推薦書

平成31年 3月13日

輪之内町教育委員会 様

輪之内町立福東小学校

校長 増田 浩志 印

下記のとおり、本校の平成31年度の学校運営協議会委員を推薦します。

記

氏名	性別	年齢	所属・役職等	推薦理由
神戸 孝司	男			学識経験者
	男			福東校区区長会代表
	女			福東校区民生委員児童委員代表
	男			福東小学校同窓会会長
	男			元教育委員
	男			福東校区青少年育成推進員
	男			福東小学校PTA会長
	女			福東校区子ども会育成会代表
増田 浩志	男	57		福東小学校校長

輪之内町立福東小学校運営協議会 会則（案）

（趣旨）

第1条 本会則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6及び輪之内町立学校における学校運営協議会設置等に関する規則（平成30年輪之内町教育委員会規則第1号）（以下、「規則」という。）に基づき、輪之内町教育委員会が学校運営協議会を設置する学校として指定した輪之内町立福東小学校に設置される輪之内町立福東小学校運営協議会（以下、「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（設置趣旨）

第2条 協議会は、保護者及び地域の住民等（以下、「地域住民等」という。）が、輪之内町立福東小学校（以下、「学校」という。）の運営に積極的に参画することにより、その意向を学校運営に反映し、児童の健全育成と一層地域に開かれた信頼された学校づくりを目指すものとする。

（委員の構成等）

第3条 協議会は、規則に基づき、輪之内町教育委員会が任命した委員で組織する。

2 協議会の委員（以下、「委員」という。）は、次に掲げるものから構成する。

（1）地域住民代表

福東校区区長会代表1名 民生委員児童委員代表1名 青少年育成関係者1名

（2）保護者代表

PTA会長1名 子ども会育成会1名

（3）学校代表 校長1名

（4）学識経験者 若干名

（5）その他 若干名

協議会が適当と認める者（学校支援に関するコーディネーター、地域教育に関するコーディネーター、委員経験者 等）

3 協議会には、会長、副会長、事務局長、副事務局長を各1名置く。

4 会長、副会長、事務局長は委員の互選により選出し、副事務局長は校長が努める。

5 会長は、会務を整理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 事務局長は、協議会の運営に関わる庶務、経理事務を担当する。

8 副事務局長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

9 委員の定数は10名以内とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員の欠員により新たに任命した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第5条 委員は、児童等の個人情報の保護に努め、協議会の活動で知り得た個人情報を漏らしてはならない。退任した後も、同様とする。

2 前項に定めるものの他、委員は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び設置校の運営に支障をきたす行動を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動に不当に利用すること。
- (3) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(協議会の承認事項等)

第6条 協議会は、次に掲げる事項について、校長が作成した年度の方針等を協議する。

- (1) 学校の教育目標及び学校経営方針等に関すること。
- (2) 学校教育課程の編成に関すること。
- (3) 学校行事の計画に関すること。
- (4) 施設の管理及び設備等の整備に関すること。
- (5) その他、校長が第2条の趣旨の達成に必要と認める事項に関すること。

(運営等に関する意見の申し出)

第7条 協議会は、学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

(協議会の活動)

第8条 協議会は、学校の運営に関する次に掲げる活動を行う。

- (1) 学校の運営について地域住民等の理解、協力、参画等を促進する活動
- (2) 協議会の活動状況に関する情報の積極的な発信及び地域住民等の意見要望等の把握とその反映
- (3) 学校運営に関する状況の点検と評価
- (4) 核項目の規定するもののほか、第2条の目的を達成するために必要な活動

(組織、活動等の説明及び公表)

第9条 協議会は、その組織や活動について、地域住民等に対して説明及び公表に努めることとする。

(会議)

第10条 会長は、校長と協議の上、協議会の会議を招集し、議事を主宰する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 議決事項に利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 会長は、必要であると認めるときは、学校職員その他の者に会議への出席を求め、報告、説明及び意見を求めることができる。

6 会長は、協議会の開催日時及び場所、出席者、審議事項及びその他の事項について会議録を作り、保

管しなければならない。

(会議の公開)

第11条 協議会の会議は公表する。

- 2 会議を膨張しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、議事の進行を妨げる行為をしてはならない。
- 4 傍聴人には、第5条第1項の規定を適用する。

(部会)

第12条 協議会に、学校活動支援部会、地域活動支援部会、学校評価・改善部会を置く。

- 2 学校活動支援部会は、児童一人一人の学力の向上と個性の伸長を目指し、学校における行事、学習活動、特別活動等に関する企画・運営を支援し、情報発信の活動を行うとともに、協議会に活動状況を報告する。
- 3 地域活動支援部会は、児童の社会性の醸成を目指し、地域の行事やボランティア活動等に係る企画・運営を支援し、関係団体等との連絡・調整及び情報発信の活動を行うとともに、協議会に活動状況を報告する。
- 4 学校評価・改善部会は、学校の教育目標を具現するための教育課程の編成。実施状況及び管理・指導の状況を評価し改善・充実を図り、情報発信の活動を行うとともに、協議会に活動状況を報告する。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、福束小学校内に置く。

(委任)

第14条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

